

## 医療救急協力医師等に係る報償金支給要綱

### (総則)

第1条 本市消防局の行う救急業務（救助活動含む。以下同じ。）に協力した医師等（医師、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）に対する報償金の支給については、この要綱の定めるところによる。

### (支給対象)

第2条 報償金は、出場した救急隊又は消防部隊の指揮者の要請に基づいて救急業務に協力した医師等（当該医師等が医療機関に勤務しているときは、当該医療機関の管理者）に支給する。

### (報償金)

第3条 報償金の額は、予算の範囲内において、医師1人1回につき、3,000円、その他の者は1人1回につき、1,000円とする。ただし、その協力が午後10時から翌日の午前6時までの間に行われたときは、医師にあつては2,000円、その他の者にあつては1,000円を加算する。

### (報告)

第4条 消防署長は、所属する救急隊又は消防部隊の指揮者が、救急業務について医師等の協力を受けたときは、医療救急協力報告書（別記様式）により消防局長に速やかに報告しなければならない。

### (報償金の支給)

第5条 消防局長は、前条の規定に基づいて報告書が提出された後に、報償金の支給手続きをとるものとする。

2 報償金の交付は、消防署長が行うものとする。

### (適用除外)

第6条 この要綱の規定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定の適用を受ける災害に係る救急業務については、適用しない。

### (その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

医 療 救 急 協 力 報 告 書

年 月 日	
横須賀市消防局長様	
消 防 署 長	
医師等協力年月日 及び 時 間	
医師等の協力場所 及び 傷 病 者 名	
協力医師等の 住所及び氏名	
協力医師等の勤務 する医療機関の 所在地及び名称	
医師等要請理由	(1)救急現場での診療 (2)搬送可否 (3)同乗看護 (4)生死の判断 (5)その他
医師等診断内容	(1)搬送可否 (2)応急処置 (3)死亡 (4)病院指示
医師等要請者	
(事務処理欄)	